

## アンデス・アマゾン学会

# 投稿論文に関する不正行為防止のためのガイドライン

アンデス・アマゾン学会が発行する会誌『アンデス・アマゾン研究』への不正な投稿論文（研究ノートその他のカテゴリーを含）の抑止を図り、加えて本学会誌の学術性と社会的信頼性を確保することを目的とし、不正行為防止のためのガイドラインを以下のとおり定める。

### 1. 投稿論文に関する不正行為

アンデス・アマゾン学会では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学省 2014）をもとに、特定不正行為である、「捏造」、「改ざん」、「盗用」を論文投稿に関する不正行為、そして「二重投稿」、「分割投稿」、「不適切なオーサーシップ」を論文投稿に関する「不適切な行為」として定義する。

#### 1) 不正行為

##### (1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

##### (2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

##### (3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

#### 2) 不適切な行為

##### (1) 二重投稿

印刷物・電子出版物を問わず、既発表の論文または他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

以下のいずれかの場合は二重投稿とみなされる。

- ① 既発表論文、または他の学術誌に投稿中の論文との差異を明確に記述することなく、本質的に同様の論文を本学会誌に投稿すること。
- ② 本学会誌に投稿・掲載されたものと本質的に同様の論文を、他の学術誌に投稿すること（書籍としての出版はこれに該当しない）。
- ③ 既発表であることを示さずに、ある言語で発表済の論文をそのまま他の言語に翻訳し、投稿すること。

ただし、以下の場合は二重投稿とはみなされない。

- ① 未公刊の学士論文・修士論文・博士論文（機関リポジトリに全文を公開しているも

- のは除く)を研究論文として投稿すること。
- ② 科学研究費報告書、事業報告書、学会・研究会の抄録集で発表した研究内容を論文として投稿すること。
  - ③ 新たに投稿された論文の本文中に既発表の原著論文との差異(重要な新情報、知見、結果の解釈、理論構築が行われていること)を明記するとともに、その記述中で原著論文を適切に引用している場合。
  - ③ 既発表であることや一部改変したことを示し、ある言語で発表済の論文を他の言語に翻訳し、投稿すること(既発表論文の掲載先の許可が前提となる)。

## (2) 分割投稿(サラム論文・サラム出版)

一本の研究論文で報告できる研究内容を、研究業績の増幅を明らかに意図して、複数の論文に分割して発表すること。

## (3) 不適切な著者資格(オーサーシップ)による投稿

著者資格を満たさない者を著者に加えたり、逆に著者資格を満たす者を故意に著者から除外したりすること。

## 2. 運用

本ガイドラインは、原則として、制定後に投稿された論文に適用する。ただし、制定以前に本学会誌に掲載済の論文であっても、いずれかの不正行為・不適切な行為が判明した場合は、本ガイドラインに則って対応をとり、当該論文の掲載を取り消すことができる。

### 1) 投稿時の対応

- (1) 不正行為・不適切な行為の疑義が生じた場合には、編集委員が、投稿者・著者(複数の場合は筆頭著者)に対して、原則として書面でその行為について確認する。投稿者・著者から回答がない場合は、掲載の手続きには向かわずに投稿を取り消す。
- (2) 投稿者からの回答をもとに、編集委員と査読者の間で審議を諮る。
- (3) 不正行為・不適切な行為に該当しないと判断された場合、掲載手続きを再開する。該当すると判断された場合、投稿者・著者に論文の取り下げを求める。
- (4) 投稿者・著者が論文の取り下げに応じない場合、運営委員会に諮った上で、投稿論文審査委員会を設置し、疑義の生じている行為を再審議する。投稿論文審査委員会の構成は3名以上とし、その組織は編集委員長が行う。
- (5) 不正行為・不適切な行為に該当しないと判断された場合、掲載手続きを再開する。該当すると判断された場合、会長名で投稿者・著者に投稿の取り消しを通知する。

### 2) 掲載済論文への対応

- (1) 不正行為・不適切な行為の疑義が指摘された場合、編集委員長は運営委員会に諮った上で、3名以上から構成される研究倫理予備調査委員会を組織・設置する。予備調査委員会は、守秘義務を遵守しながら、その疑義を公正に調査・審議する。その過程で、著者、通報者、査読者、編集委員等に、事実関係の聞き取り・意見聴取・資料提示の

協力を求めることができる。基本的に、著者に対して通報者の氏名は公表しない。

- (2) 研究倫理予備調査委員会により、不正行為・不適切な行為に該当すると判断された場合、著者に論文の撤回・取り下げを求める。
- (3) 著者が撤回・取り下げの判断を不服とする場合、通知日から2週間以内に、運営委員会に対して、書面（資料を含）で異議申し立てを行うことができる（書式自由）。異議申し立てがなされた場合、運営委員会は3名以上から構成される研究倫理審査委員会を組織・設置する。研究倫理審査委員会は、守秘義務を遵守しながら、疑義ならびにその異議申し立ての調査・審議を公正に行う。その過程で、通報者、著者、査読者、編集委員、予備調査委員会等への聞き取り・意見聴取・資料提示の協力を求めることができる。
- (4) 不正行為・不適切な行為に該当しないと判断された場合、掲載は維持される。該当すると判断された場合、調査・審議の結果を会長に報告した上で、会長名または研究倫理審査委員会委員長名で著者に論文撤回勧告・掲載取消を通達する。この通達に前後して、著者が撤回に同意した場合には、著者の申し出による撤回として扱う。同意しない場合は、研究倫理審査委員会の判断による撤回として扱う。なお、当該論文と密接に関連する口頭発表・発表要旨が認められた場合、同様の扱いとする。
- (5) 論文が撤回された場合、学会誌の目次・学会HP内のコンテンツ情報には、取り消し線を付した上で、「撤回」と明記する。学会誌の掲載ページには、「論文撤回のお知らせ」として論文名・著者名・号数・ページを示した上で、撤回・取消理由を明記する。事案の概要は、別途、本学会のホームページ上で報告する。口頭発表・発表要旨に関しても、同様の扱いとする。
- (6) 撤回された論文ならびに口頭発表は、researchmap等の業績目録から速やかに削除しなければならない。また、いかなる形、いかなる用途で作成・公表されるものであれ、業績目録の中に撤回された論文・口頭発表を加えることはできない。さらに、その後の研究活動において、撤回された論文・口頭発表を引用することはできない。
- (7) 上記(6)に従わなかった場合、また研究倫理審査委員会の最終的な判断をめぐり、不適切な言動を繰り返すなど、本学会ならびに本学会員の名誉を傷つけるようなことがあった場合、著者の所属先に連絡して調査を依頼することがある。

附則 本ガイドラインの改正は、運営委員会の議決を経て施行する

2021年9月20日 制定・施行

## 参考文献

文部科学省（平成26年8月26日文部科学大臣決定）

2014 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」文部科学省。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf)（最終閲覧日：2021年9月12日）

日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編

- 2015 『科学の健全な発展のために：誠実な科学者の心得』丸善出版。  
(テキスト版) <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf> (最終閲覧日：2021年9月12日)

### 参考ガイドライン

- 公益社団法人日本金属学会「学術誌における不正行為対応規程」(2015)  
<https://jim.or.jp/OPEN/pdf/rule-011.pdf> (閲覧日：2021年9月12日)
- 日本クリティカルケア看護学会「日本クリティカルケア看護学会誌の投稿に関する不正行為防止のためのガイドライン」(2019)  
[https://www.jacn.jp/cntrbt/index\\_04.html](https://www.jacn.jp/cntrbt/index_04.html) (閲覧日：2021年9月12日)
- 日本公衆衛生看護学会「論文投稿に関する不正行為防止のためのガイドライン」(2021)  
[https://japhn.jp/wp/wp-content/uploads/2021/02/210220\\_guidelines.pdf](https://japhn.jp/wp/wp-content/uploads/2021/02/210220_guidelines.pdf)  
(閲覧日：2021年9月12日)
- 日本畜産学会「日本畜産学会投稿論文に関するガイドライン」(2008)  
[http://www.jsas-org.jp/rules/Guideline\\_20160327.pdf](http://www.jsas-org.jp/rules/Guideline_20160327.pdf) (閲覧日：2021年9月12日)

### 参考ホームページ

- 科学技術振興機構ホームページ内「研究論理」  
<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/> (閲覧日：2021年9月10日)
- 科学技術振興機構ホームページ内「研究公正」  
[https://www.jst.go.jp/kousei\\_p/guidelines/gl\\_domestic.html](https://www.jst.go.jp/kousei_p/guidelines/gl_domestic.html)  
(閲覧日：2021年9月12日)
- 日本学術振興会ホームページ内「研究公正～Research Integrity～」  
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html> (閲覧日：2021年9月10日)
- 文部科学省ホームページ内「研究活動における不正行為への対応等」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm)  
(閲覧日：2021年9月12日)

### 参考資料

黒木登志夫

- 2015 「学術フォーラム 研究不正 (Scientific Misconducts)」(2015年11月27日学術フォーラム 講演資料 [パワーポイント]) [https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/2015\\_3.pdf](https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/2015_3.pdf) (閲覧日：2021年9月10日)

時実象一

- 2020 「研究倫理と不正」情報科学技術協会 (OUG ライフサイエンス分科会) (2020年1月16日発表資料 [パワーポイント]) [https://www.infosta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/OUG\\_LIFE\\_202001\\_handout1.pdf](https://www.infosta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/OUG_LIFE_202001_handout1.pdf) (閲覧日：2021年9月12日)